平成２３年（フ）第１７３９８号
東京都板橋区赤塚６丁目35―２―101
債務者　松元　　仁
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３９９号
神奈川県川崎市多摩区西生田３丁目16―16
債務者　久保倉一二美
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４００号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目21―６―306
債務者　中島　　孝
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４２２号
神奈川県横浜市瀬谷区上瀬谷町27―31　ファミール上瀬谷Ｖ　201
債務者　東海林正美
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４２３号
東京都足立区宮城２丁目10―４
債務者　谷ツ田裕章
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４２４号
東京都練馬区土支田３丁目10―22―202
債務者　松本　吉紀
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４２７号
東京都大田区千鳥２丁目23―10―103
債務者　駒澤　　史
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４２８号
東京都武蔵野市緑町２丁目６－８―907　武蔵野緑町二丁目第３アパート
債務者　細川　慎吾
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４３２号
東京都江東区潮見２丁目６－１―810
債務者　佐藤　悠介
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４３３号
東京都江東区潮見２丁目６－１―810
債務者　佐藤麻里子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４３４号
東京都目黒区中根１丁目８―23―302
債務者　小玉瑠美子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４３６号
東京都町田市木曽東１丁目２－Ｂ４―201
債務者　上出　裕美（旧姓信太）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４３８号
東京都中野区若宮３丁目29―７―202
債務者　成田由美子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４４１号
東京都練馬区大泉町１丁目22―13―209
債務者　紺野富士恵
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４４４号
東京都大田区西六郷２丁目26―２―203
債務者　臼井恵美子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３４号
静岡県焼津市八楠279番地の２　グランメール103
債務者　小泉多津子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部